

# 日本一の健康長寿県構想

県民の誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるために

## 概要版

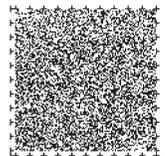
# 第3期高知県地域福祉支援計画

～「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」を目指して～



地域福祉とは、誰もがその人らしく住み慣れた地域で安心して暮らせるように、行政と地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉協議会、社会福祉団体などが、協力して、地域課題の解決に向けて取り組んでいくことです。

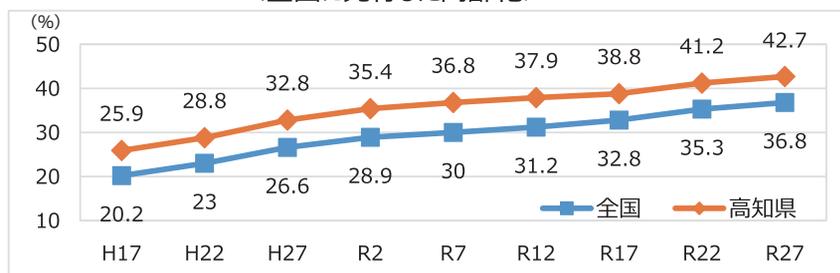
この計画は、社会福祉法第108条に基づき、市町村による地域福祉の取組を支援するために策定したもので、分野横断的に県としての対応方針を定めています。



## 計画の目的及び趣旨

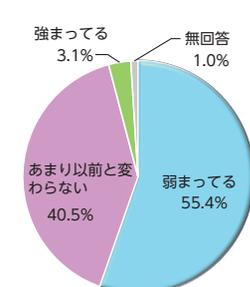
本県は、全国に15年先行して平成2年から人口減少と少子高齢化が進んでおり、特に、その傾向が顕著な中山間地域では地域の支え合いの力が弱まるなどの課題を抱えています。

＜全国に先行した高齢化＞



出典：H17～H27 国勢調査結果「高知県、総務省」  
R2以降 日本の都道府県別将来推計人口H30年推計「国立社会保障・人口問題研究所」

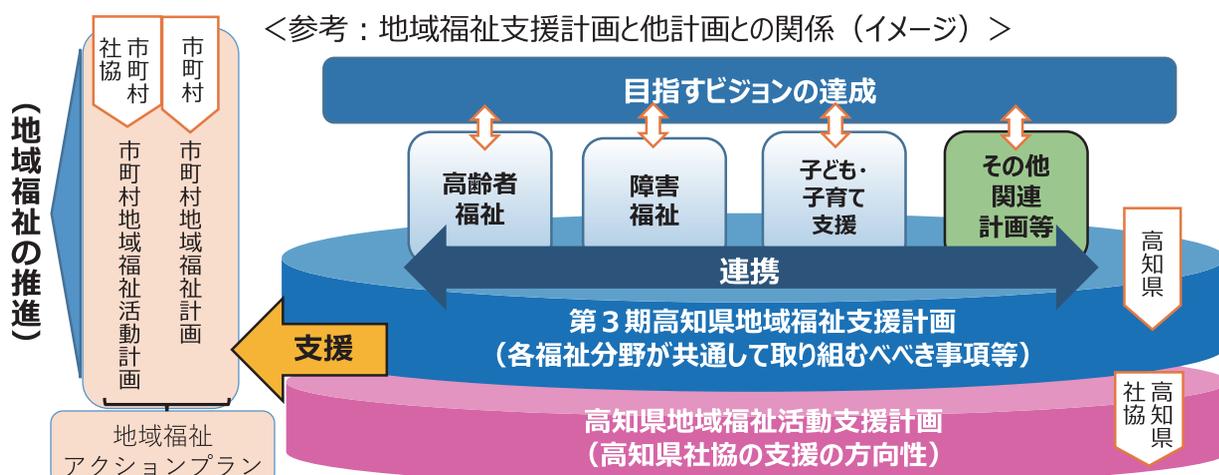
＜地域の支え合いの力＞



県民世論調査（平成30年度調査）

こうした背景を踏まえ、第3期計画は、高知県社会福祉協議会が策定する高知県地域福祉活動支援計画と一体的に整備するとともに、市町村や地域が主体となり取り組む地域福祉アクションプランとも連携・協力しながら、地域福祉活動が一層実践される基盤づくりを進めます。

＜参考：地域福祉支援計画と他計画との関係（イメージ）＞



## 計画期間

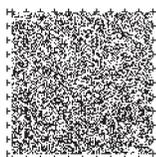
第3期計画の期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間

## 計画の目標及び基本項目

市町村における包括的な支援体制の整備を支援するため、本計画では、地域福祉推進の基本項目として10本の柱を立て、それぞれの取り組みを推進します。

**目標：「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」**

- I. 地域の実情に応じた地域福祉の推進
  - 1) 小規模多機能支援拠点の整備と機能強化
  - 2) 高知版地域包括ケアシステムの構築
  - 3) 総合的な認知症施策の推進
  - 4) 高知版ネウボラの推進
  - 5) 誰もが安心して暮らせる地域づくり（地域共生社会の実現に向けて）
  - 6) 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進
- II. 地域福祉を推進する基盤の確保
  - 7) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動
  - 8) 福祉を支える担い手の確保・育成
  - 9) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保
  - 10) 地域福祉アクションプランの推進

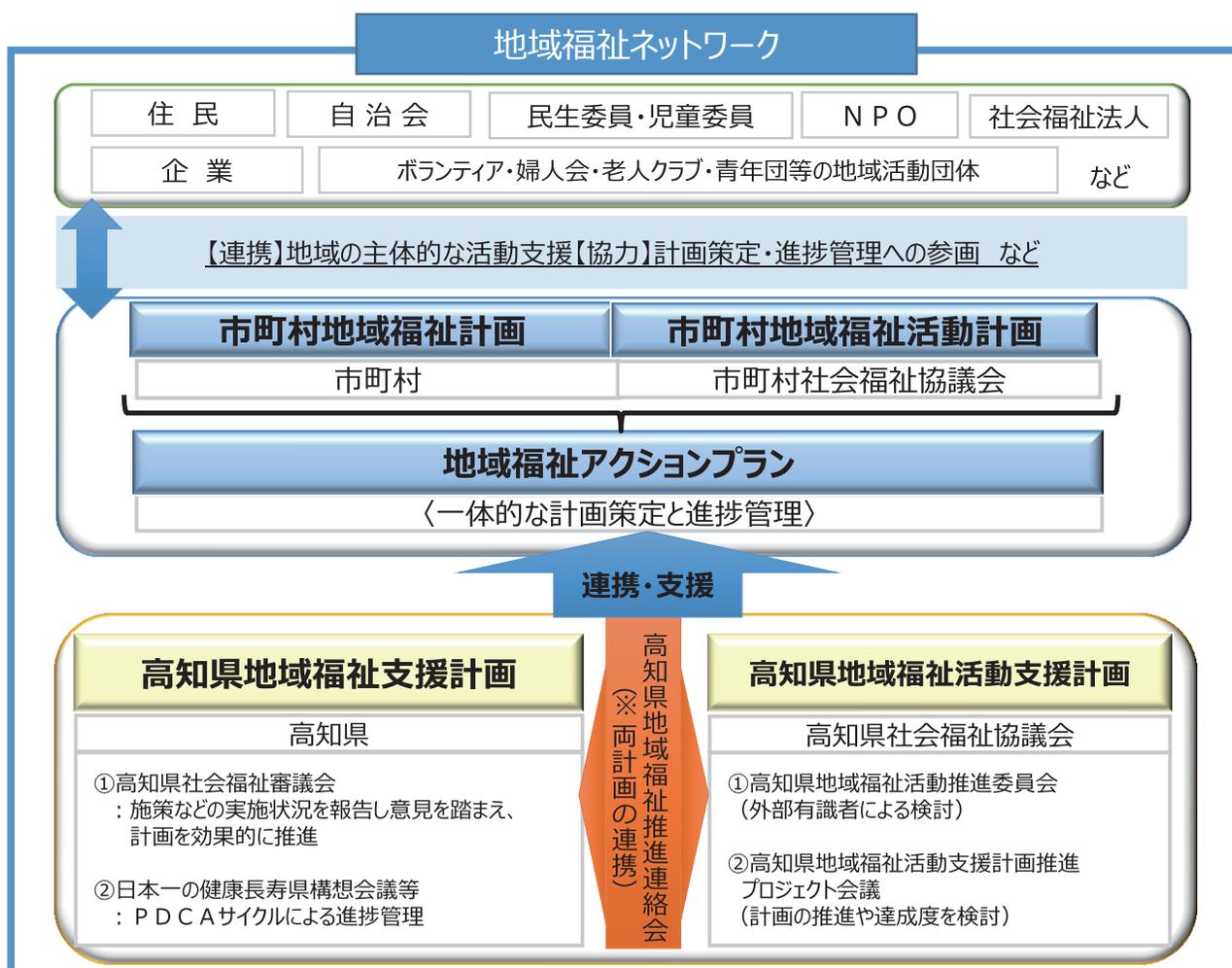


## 地域福祉支援計画の推進体制

高知県地域福祉支援計画を推進するために、県は、高知県社会福祉協議会と連携して、市町村の地域福祉の取り組み状況をはじめ、市町村や市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの活動状況を踏まえ、意見交換を行いながら、施策などに反映します。

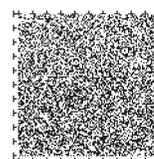
- 高知県社会福祉審議会に施策などの実施状況を報告し、ご意見をいただきながら、計画の効果的な推進を図るとともに、日本一の健康長寿県構想推進会議等において、施策の進捗管理を行い、次年度以降の施策に反映します。
- 関係機関がそれぞれ定める計画に基づき、相互に連携・協力しながら地域福祉活動を進めます。

### 〈計画の進捗・管理・評価体制〉



○ 時間の経過とともに状況の変わる地域特有の課題や、地域福祉を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、地域福祉アクションプランを実効性のある計画にするためには、進行管理等を含む評価体制を明確にしたうえで、計画の進捗状況を定期的に点検し、必要に応じて見直しをするなど、P D C A サイクルの体制づくりが必要です。

○ 県では、各市町村の地域福祉アクションプランがP D C A サイクルを通じた進捗管理により着実に見直しが行われ、地域の実情に応じた計画へと改定されるよう、高知県社会福祉協議会と連携し、市町村及び市町村社会福祉協議会とともに取り組みを進めていきます。



# 計画の内容

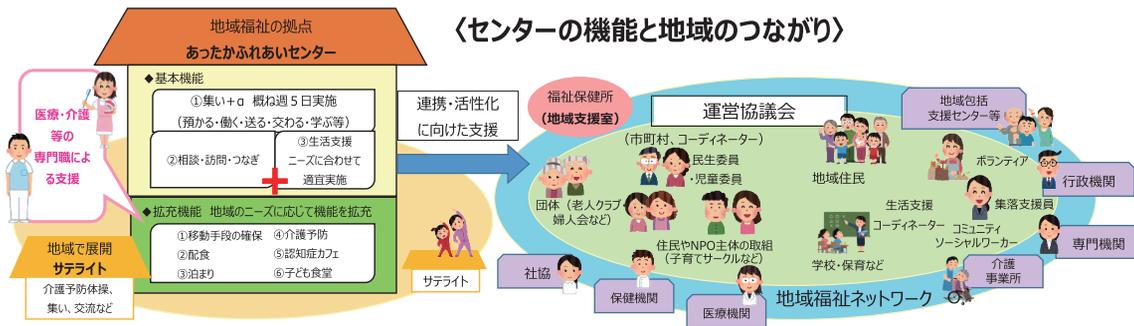
## 項目1 小規模多機能支援拠点の整備と機能強化

### 【取り組みの主なポイント】

- 小規模多機能支援拠点（あつたかふれあいセンター）の整備を進めるとともに、介護予防などの拡充機能を強化します。
- あつたかふれあいセンター職員について、地域福祉のマネジメント力と支援力の強化につながるスキルアップを図ります。
- 集落活動センターとのサービス提供の連携を促進します。

### 《主な数値目標》

- ・拠点 (R元) 50箇所 → (R5) 60箇所
- ・サテライト (R元) 239箇所 → (R5) 280箇所
- ・介護予防に取り組む拠点 (R元) 30箇所 → (R5) 全拠点【60箇所】



## 項目2 高知版地域包括ケアシステムの構築

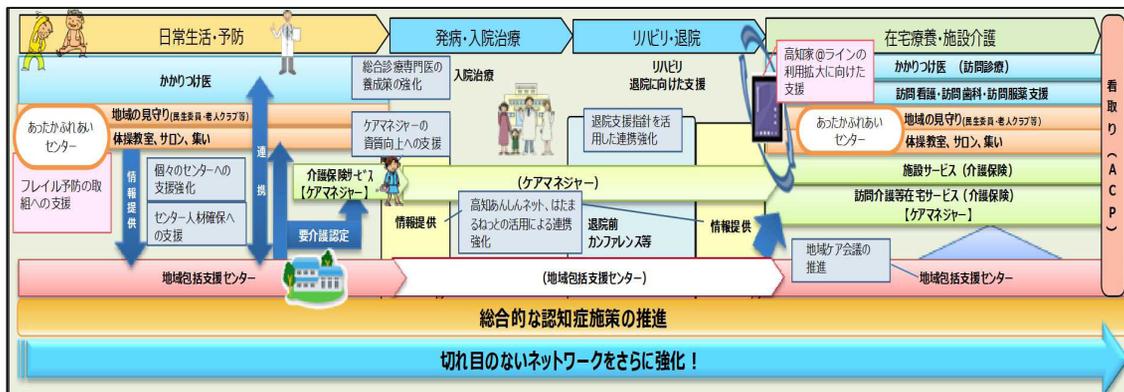
### 【取り組みの主なポイント】

県内各地域の医療、介護、福祉のサービス資源をネットワークとしてつなぎ、日常生活から入退院、在宅までを切れ目なく支援する高知版地域包括ケアシステムの構築を進めます。

### 《主な数値目標》

- ・地域包括ケア推進協議体の設置 (R元) 11ブロック → (R3) 全14ブロック

### 《高知版地域包括ケアシステムの構築》



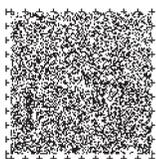
## 項目3 総合的な認知症施策の推進

### 【取り組みの主なポイント】

- 認知症に関する知識の普及啓発を図ります。
- 認知症の早期診断や早期支援体制の充実を図ります。
- 地域で安心して生活できる支援体制の充実を図ります。

### 《主な数値目標》

- ・認知症サポーター養成数 (R元12月末) 60,690人 → (R5) 80,000人
- ・認知症カフェ (R元12月末) 24市町村 → (R5) 全市町村
- ・認知症サポート医 (R元) 103人 → (R5) 150人



# 計画の内容

## 項目4 高知版ネウボラの推進

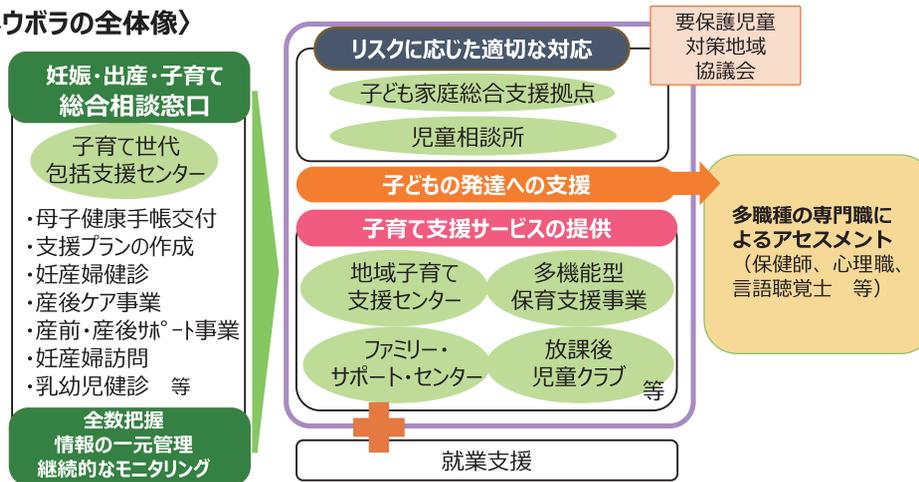
### 【取り組みの主なポイント】

- 妊娠期から子育て期まで切れ目なく総合的に支援する高知版ネウボラの取り組みを進めます。
- 発達障害のある子どもたちが早期に身近な地域で適切な支援を受けられる体制をつくります。

### 《主な数値目標》

- ・高知版ネウボラに取り組む市町村（R5）全市町村
- ・健診後のアセスメントの場への専門職（心理職・言語聴覚士等）の関与（R元）18市町村→（R5）全市町村
- ・子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数（国基準に準じるものを含む）（R元）2市町→（R4）全市町村

### 〈高知版ネウボラの全体像〉



## 項目5 誰もが安心して暮らせる地域づくり（地域共生社会の実現に向けて）

次の3つの支援を一体的に実施します。

### ＜相談支援（相談窓口の機能と体制の強化）＞

相談対応や関係機関による連携・支援をより包括的にする

### ＜参加支援（社会とのつながりや参加の支援）＞

本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら就労や居住支援などを提供する

### ＜地域づくりに向けた支援＞

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

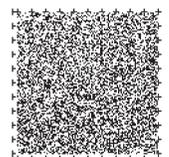
### 【取り組みの主なポイント】

市町村において、「相談支援」、「参加支援」及び「地域づくり」の3つの支援が一体的に実施できるよう、包括的な支援体制（庁内連携体制の強化、地域力の強化と包括的な支援体制）の構築を支援します。

- 市町村において、複合化・複雑化した課題に的確に対応し、制度ごとの相談支援機関を円滑にコーディネートする相談支援包括化推進員の設置による包括的支援体制づくりが進むよう、高知県社会福祉協議会と連携し、地域支援に関わるコーディネーターの育成を進めます。
- 地域で様々な課題を抱える人やその世帯が、社会から孤立することなく、福祉サービスや必要な支援を受けることができる仕組みをつくります。
- ひきこもりの人の実態を把握するとともに、相談支援の強化をはじめ、居場所の確保や社会参加に向けた支援の強化などの取り組みを推進します。

### 《主な数値目標》

包括的な支援体制を構築している市町村数（R5）全ての市町村



## 計画の内容

### 項目6 防災・減災対策と地域福祉活動との一体的な推進

#### 【取り組みの主なポイント】

- 防災・減災対策である自主防災の組織づくりと活動を通じて、地域の連携力を高めることで、地域の福祉活動の活性化を図ります。

#### 《主な数値目標》

- ・避難行動要支援者名簿の避難支援関係者への提供  
(全地区の自主防災組織又は民生委員等に同意者全員の名簿提供)  
(R元9月末) 20市町村 → (R3) 全市町村
- ・福祉避難所の指定(受け入れ人数の確保) (R元9月末) 9,445人 → (R3) 15,000人



### 項目7 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動

#### 【取り組みの主なポイント】

- 集落活動センターを中心とした集落の維持・再生の拠点と仕組みづくり、生活支援、地域の産業おこしを進めます。
- あったかふれあいセンターと集落活動センターの連携促進、福祉・産業・防災等の総合的な取り組みを支援します。

#### 《主な数値目標》

- ・集落活動センターの取り組みの促進(開設数) (R元) 59箇所 → (R6) 80箇所
- ・移動手段の確保のための取り組みの推進(取り組み市町村数) (R元) 32市町村 → (R6) 全市町村

### 項目8 福祉を支える担い手の確保・育成

#### 【取り組みの主なポイント】

- ノーリフティングケアの普及や高知県福祉・介護事業所認証評価制度による、働きやすい職場環境づくりを推進します。

#### 《主な数値目標》

- ・介護現場における離職率 (H30) 14.6% → (R5) 11.3%以下
- ・高知県福祉・介護事業所認証評価制度の認証取得率 (R元) 11.6% → (R5) 37%以上
- ・介護事業所のノーリフティングケアの実践率 (R元7月) 31.5% → (R5) 44%以上



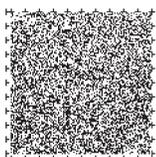
### 項目9 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保

#### 【取り組みの主なポイント】

- 福祉サービスを利用する人が、利用しやすく分かりやすい福祉サービスの仕組みづくりを進めるとともに、高齢者・障害のある人などの尊厳確保のため、権利擁護に取り組みます。
- 後見人確保のため、市民後見人の養成や法人後見の受任体制の整備を支援します。

#### 《主な数値目標》

- ・市町村成年後見制度利用促進計画の策定 (R元) 3市町 → (R5) 全市町村
- ・市町村社会福祉協議会による法人後見の受任体制の整備  
(R元) 14市町村社協 → (R5) 20市町村社協



# 計画の内容

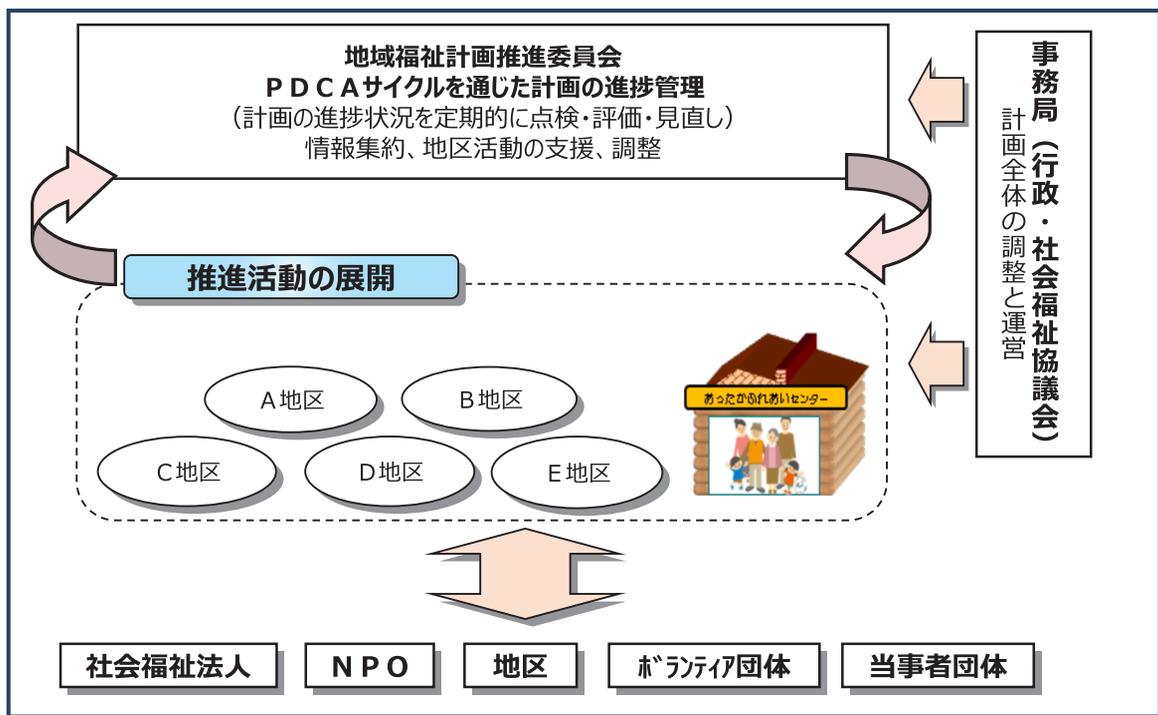
## 項目10 地域福祉アクションプランの推進

高知県社会福祉協議会が定める高知県地域福祉活動支援計画とともに、市町村の推進体制の整備・充実、P D C Aサイクルによる見直しを通じた地域福祉アクションプランの推進を支援します。

■ 地域福祉アクションプランとは  
市町村が社会福祉法第107条に基づき、地域福祉の推進に関する事項を定める「地域福祉計画」と、市町村社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とを一体的に策定したものを言います。



【市町村推進体制（イメージ）】P D C Aサイクルで、着実な地域福祉の推進



それぞれの地区（小地域）で課題解決のための実行計画を作り、実行しましょう。

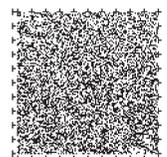
### 推進活動の展開

#### 地区協議会

計画の進行管理、情報集約、活動の支援、調整

- 例) ・あったかふれあいセンターを活用した支え合いやサービス展開
- ・地域での高齢者や障害者、子どもの見守り活動
- ・災害時要配慮者の把握 など

行政 地域住民 社会福祉法人 NPO ボランティア団体 当事者団体





高知県地域福祉計画

検索

クリック!

発行・編集：高知県地域福祉部地域福祉政策課

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL：088-823-9090 FAX：088-823-9207 E-mail：060101@ken.pref.kochi.lg.jp

URL：http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060101/2016033000038.html